

# 福岡県公報

平成二十七年十月二日  
第三千七百三十二号  
増刊 ①

## 目次

### 規 則 (第五十五号)

○福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 (市町村支援課) …………… 一  
教育委員会

○福岡県立高等学校学則等の一部を改正する規則 (教育庁企画調整課) …………… 三

○福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(教育庁企画調整課) …………… 十

### 再 掲

○福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) …………… 十

## 規 則

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年十月二日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第五十五号

福岡県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

第二条中「第三十条の二十三第三項及び第三十四条の第二項」を「第三十条の二十九第二項」に改める。

第三条第一項中「第三十条の三十七第一項」を「第三十条の三十二第一項」に改める

第四条第二項中「第三十条の三十八第二項」を「第三十条の三十三第二項」に改める

第六条第一項中「第七条」を「第六条」に改める。

第七条第一項及び第三項中「第三十条の四十」を「第三十条の三十五」に改める。  
様式第一号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)  
(表)

	身 分 証 明 書	第 号
写    真	所 属 職 名 氏 名 生年月日	
<p>上記の者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の39第2項の規定に基づき、立入検査を行う職員であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">福岡県知事 印</p>		

(裏)

<h3 style="margin: 0;">住民基本台帳法抜粋</h3> <p>(報告及び検査)</p> <p>第30条の39 都道府県知事は、前条第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第11条の2第11項若しくは第30条の39第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>二 (略)</p>
---

様式第二号中「第30条の37第1項」を「第30条の32第1項」に改め、同様式中

性別	住民票コード
----	--------

を

性別	住民票コード	個人番号
----	--------	------

に

改め、同様式の注一中「住民票コード」を「住民票コード及び個人番号」に改める。

様式第三号中「第30条の37第2項」を「第30条の32第2項」に改める。

様式第四号中「第30条の38第2項」を「第30条の33第2項」に、「第30条の38第1項」を「第30条の33第1項」に改める。

様式第五号中

住民票コード	生年月日	年	月	日	性別
--------	------	---	---	---	----

を

住民票コード	個人番号	生年月日	年	月	日	性別
--------	------	------	---	---	---	----

に

改める。

様式第六号中「第30条の40」を「第30条の35」に改め、同様式中

住民票コード	氏名
--------	----

を

住民票コード	個人番号	氏名
--------	------	----

に

改める。

様式第七号中「第30条の40」を「第30条の35」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。

### 教育委員会

福岡県立高等学校学則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年十月二日

福岡県教育委員会

#### 福岡県教育委員会規則第九号

福岡県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(福岡県立高等学校学則の一部改正)

第一条 福岡県立高等学校学則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表中

38	福岡県立香住丘高等学校	全日制	普通(三三〇)、英語(四〇)
----	-------------	-----	----------------

を

38	福岡県立香住丘高等学校	全日制	普通(三六〇)、英語(四〇)
----	-------------	-----	----------------

に、

44	福岡県立柏陵高等学校	全日制	普通(三二〇)
----	------------	-----	---------

を

44	福岡県立柏陵高等学校	全日制	普通(三六〇)
----	------------	-----	---------

に、

45	福岡県立福岡中央高等学校	全日制	普通(三六〇)
----	--------------	-----	---------

を

45	福岡県立福岡中央高等学校	全日制	普通(四〇〇)
----	--------------	-----	---------

に、

47	福岡県立修猷館高等学校	全日制	普通(四〇〇)
----	-------------	-----	---------

を

47	福岡県立修猷館高等学校	全日制	普通(四四〇)
----	-------------	-----	---------

に、

め  
る。  
第 四 号 様 式 を 次 の よう に 改 め る。

94	福岡県立鞍手竜徳高等学校	全日制	総合学科（二六〇）	に改
94	福岡県立鞍手竜徳高等学校	全日制	総合学科（二〇〇）	を
92	福岡県立直方高等学校	全日制	普通（二〇〇）	に、
92	福岡県立直方高等学校	全日制	普通（二四〇）	を
83	福岡県立田川高等学校	全日制	普通（二〇〇）	に、
83	福岡県立田川高等学校	全日制	普通（二四〇）	を
73	福岡県立ありあけ新世高等学校	定時制	普通（四〇）	に、
		全日制	総合学科（二六〇）	
73	福岡県立ありあけ新世高等学校	定時制	普通（四〇）	を
		全日制	総合学科（二〇〇）	

第 4 号 様 式 ( 第 15 条 )

公印省略 福岡県教育委員会 殿															文 書 番 号 年 月 日									
○○年度入学者報告書																								
福岡県立○○高等学校長 [○○課程]																								
出身中学校名	(学 科 名)						(学 科 名)						合 計											
	志願者数			入学者数			志願者数			入学者数			志願者数			入学者数								
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計						
通 学 区 域 内																								
	合計																							
通学区域外から志願した者の合計																								
総合計																								
通学区域外から志願して入学した者の内訳																								
出身中学校名		性別		理 由																				

記入上の注意

- 1 課程ごとに別に作成すること。
- 2 補充募集を行った場合は、別に作成すること。
- 3 転入又は編入した生徒については、この表によらないことができる。



(福岡県立中学校学則の一部改正)

**第一条** 福岡県立中学校学則(平成十五年福岡県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四号様式を次のように改める。

第 4 号 様 式 ( 第 15 条 )

公印省略

福岡県教育委員会 殿

文 書 番 号  
年 月 日

〇〇年度入学者報告書

〇〇中学校長

出身小学校名		志 願 者 数			入 学 者 数		
		男	女	計	男	女	計
学 区 内							
	合 計						
学区外から志願した者の合計							
総 合 計							
学区外から志願して入学した者の内訳							
出身小学校名	性別	理 由					

記入上の注意

転入又は編入の生徒については、この表によらないことができる。

(福岡県立中等教育学校学則の一部改正)

**第三条** 福岡県立中等教育学校学則(平成十五年福岡県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第四号様式を次のように改める。



第 4 号 様 式 ( 第 15 条 )

公印省略

福岡県教育委員会 殿

文 書 番 号

年 月 日

〇〇年度入学者報告書

〇〇中等教育学校長

出身小学校名		志 願 者 数			入 学 者 数		
		男	女	計	男	女	計
学 区 内							
	合 計						
学区外から志願した者の合計							
総 合 計							
学区外から志願して入学した者の内訳							
出身小学校名	性別	理 由					

記入上の注意

転入又は編入の生徒については、この表によらないことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十八年度以降に入学する者から適用する。

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年十月二日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第十号

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

福岡県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和三十二年福岡県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

〔		〔	
北九州	(体育コース)	北九州地区	北九州地区
太宰府	(国際文化コース)	福岡地区	福岡地区
〔		〔	

に

を

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十八年度以降に入学する者から適用する。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第十号

本 庁  
出先機関

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年十月一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令  
福岡県職員の駐在に関する規程（昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表スポーツ事務関係の項の次に次のように加える。

国際交流 事務関係	北九州市	交流第一課	G7北九州エネルギー大臣会合関係事務 に関する事。
--------------	------	-------	------------------------------

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。